

米生産調整の

経過と価格論的考察 (I)

白 川 清

一 米生産調整の意義と背景

一九七〇年から本格的展開をはじめた米の生産調整は、わが国の農業政策史上で最初の画期的なできごとである。たしかに第二次大戦前の一九三三年にも、米の供給過剰にたいする抜本的措置として農林省は、同年九月に米穀部顧問会議に「臨時米穀作付減少試案要綱」を提出した。⁽¹⁾その背景は朝鮮・台湾等の植民地米の増大する輸入圧力下で、前年と当年の内地米も大豊作であったために、三四年一〇月末に生ずべき内地の過剰米の見込高は一二〇〇万石と予想された。そこで理想持越高五〇〇万石を除いた七〇〇万石のうち、約七割の五〇〇万石を内・

外地を通じて臨時に減産しようとするものであった。減産割当は道府県では管外移出総数量を、朝鮮および台湾は内地への輸出数量の割合により、内地五五%、朝鮮三一%、台湾一四%に配分した。しかし内地での反対論が強かったことはいうまでもないが、減産面積三六〇、五〇〇町歩を配分した各米作面積に対する減反率が、内地では四・四%であるのに朝鮮一〇%で台湾は三〇%にも及んだので、軍や外地側および拓務省は差別を難じかつ治安上の悪影響を理由に反対した。このため政府は減反案を撤回し、朝鮮および台湾米の内地輸入数量を調節する目的で、三四年三月に一年間という時限立法の「臨時米穀移入調節法」を制定した。同法では伯々として増大する植民地米の流入に対して、向こう一年間は政府自らか買い入れを行なうことで量的制限をしようとしたのであるが、周知のように三四年の大凶作によって同法もついに発動されなかった。

しかるに今回の米生産調整はすでに実施されたばかりでなく、この過剰米対策は七一・七五年度まで五ヵ年間継続を予定しているという意味でも、日本の食糧政策史上画期的なできごとである。このような事態となったのは六〇年から累増した米の供給過剰にあるか、いま各米穀年度末における持越高と、一一月一日に持ち越した前年以前の「広義の古米」、および各会計年度の国内米勘定の赤字をみれば第一表のごとくである。まず国

第1表 米の期末持越高と食糧管理特別会計
のうち国内米勘定の損益 (単位 玄米千トン)

米 穀 年 度	次年度への持越高			持越国の 内米の うち古	国内米 勘定 (食糧 年度)
	国内米	輸入米	計		
1960	3,958	257	4,215	440	281
61	3,793	196	3,989	501	504
62	3,980	162	4,142	95	529
63	3,113	103	3,216	17	886
64	2,714	94	2,808	14	1,229
65	3,276	172	3,448	52	1,335
66	3,413	312	3,725	205	2,234
67	6,153	289	6,442	644	2,423
68	7,408	327	7,735	2,975	2,683
69	9,179	176	9,355	5,533	3,479
70	10,455	15	10,470	7,202	3,812
71	8,916	0	8,916	6,250	4,338

注 米勘定のうち69年度までは決算、70年度は実行見込み、71年度は当初見込額、71年度期末持越高は計四

国内米の米穀年度末における持越高は、一九六四年の二七一・四万トンを底にして漸次増加し、六七年は六一五・三万トンで政府の業務用や加工用を含む総内地米売渡高の六七五・五万トン(精米)に接近し、六八年の持越高七四一万トンは政府売り渡し七七八・九万トンをオーバーし、六九年の九一七・九万トンも政府売り渡し六四二・八万トンを大幅に越え、七〇年にはついに一、〇四五・五万トンに達するに至った。しかもこれは、

※ノット米生産調整の経過と価格論的考察 (一)

国内産米を六九年に三三・三万トン、七〇年には五・八九万トンを安価に輸出、または貸付けしたにもかかわらずである。またこれにともなう国内米の古米持越高も暴増し、七〇年には六九年の政府売渡高をも越えるにいたった、という国内産米の供給過剰が生産調整策にふみ切らせた第一の直接要因である。

第二には国家財政負担からする圧力であるが、従来の逆ざやは一六一年からつねに末端逆ざやという異常な米価体系により、食糧管理特別会計のうち国内米勘定の赤字は暴増したが、これに前述の過剰米保管や古米の主食以外および輸出という安売りにより、その増勢は加速化している。この赤字は六六会計年度に二、〇〇〇億円を越えたが、六九会計年度の決算額では三、四七九億円に達し、七一会計年度の赤字見込額は四、三三八億円である。七一会計年度の赤字見込額の内わけをみるに、通常分が二、五三一億円に対して過剰分の赤字は一、八〇七億円であるから、ここでも米過剰の財政負担に占める割合は極めて大きいといつてよい。

かかる二大要因が米の生産調整にふみ切らざるをえなかったのであるが、こうした米過剰をもたらしただ原因の主なもの、米に対する需要が国民の食生活構造の変化で減退しているにもかかわらず、供給側では生産刺激的に作用した高い生産者米価によって供給が増加した、という需要と供給のすれちがいに

ると私は考えている。⁽²⁾ 例えば都市家計での一世帯当たり米消費量は五五年から、農村においても五九年を頂点に減少傾向に転じ、食糧需給表での一人一年間の米消費量は六二年から急速に減少している。また生産者米価の水準は限界生産者階層の生産費との対比では、すでに五二年から単位労働当たり所得が高いという高米価段階に移行し、六六年に国内米生産高と粗食糧用とかほぼ均等化した後にも高米価が維持せられたため、相対的に有利な米作への追加投資と自発的な開田または畑の水田転換投資が進行し、供給過剰の傾向を一そう促進していったからである。

注(1) その詳細については松田延一『日本食糧政策史の研究』(食糧庁刊、一九五一年)第一巻一五八―一六一頁、農林省『農林行政史』第四卷二二三頁以下をみよ。
注(2) 米消費の減少と高米価については、さしあたり拙稿『農業近代化と食糧制度』食糧庁『食糧管理史』総論第三巻、一二四―一二八頁、および一九九―一六四頁、また拙稿『食糧制度の問題』『農業経済研究』第四二巻第二号、七三頁以下を参照せよ。

二 生産調整政策の経過

A 六九年産米の米作転換政策

こうした事情から政府としても米生産調整にふみ切らざるを

えなくなったのであるが、その経過の主要点を列挙すれば次のごとくであった。もっとも本稿では七〇年産米の本格的生産調整を対象とするのであるから、六九年に実施された米作転換政策については簡単に概括することにして、米の過剰化はすでに六一年の農業基本法制定当時にある程度予想せられ、それが農業生産の選択的拡大という発想の基礎にあったといつてよい。けれども長期的な米過剰対策が必要だと、米作付面積を押さえるため開田を制限したり、米作転換を推進しなければならぬと具体的に指摘したのは、六八年一月の「農産物の需要と生産の長期見通し」であった。これはとくに六七年産米が、四四五万トンと、史上最高の大豊作によって過剰化に迫車かけられたことにもよるが、さらに六八、六九年といずれも一、四〇〇万トン以上の豊作づくきにより、本格的な生産調整が必然化したのであった。

米の生産調整はすでに六九年から実施に入つたのであるが、それは極めて小規模な計画で発足し、実績はさらにこれを大幅に下回るものとして終わった。当年に米作をやめる必要のある面積は二〇―二五万ヘクタールと予想されたが、行政当局としては米作を一挙に一割近く減少させる自信がなく、最終的には一万ヘクタールの作付転換案(せいぜい四―五万トンの減産に落ちついた。その内容は米から他作物への転換に対して、一〇

第2表 昭和44年度米作転換対策の実績(転作作物別面積)

(単位 ヘクタール)

	飼料作物	果 樹	野 菜	桑	植 林	その他	合 計
北海道	456	-	51	-	23	-	530
東北	59	-	127	-	14	7	207
関東	238	167	204	45	14	25	694
北陸	41	-	74	2	59	3	178
近畿	105	32	108	4	112	32	393
中国・四国	56	126	155	8	53	12	410
九州	351	71	1,020	2	170	65	1,678
合 計	299	81	144	4	102	331	961
	1,606	478	1,882	65	547	475	5,053

注 ヘクタール未満は4捨5入のため合計と内訳は一致しないものがある

※ ノート 米生産調整の経過と価格論的考察 (一)

アール当たり二万円の転作奨励補助金を交付するが、交付の条件は集団的な転作であること、転換作物を生産するために機械や施設を導入し、転換作物が定着することを目ざすものであること、等々のきびしい条件がついていた。これ

に伴い農林省では、「転作転換対策費」として三〇億二四〇〇万円の予算を計上した。しかしこの転作だけによる米の減産は、二万円という低い奨励補助金では有利な転作は困難だし、転作物の定着をはかるための機械や設備に対する助成手続きの複雑さ等により、転作の実績は第二表のごとく目標の半分にすぎなかったのである。転作面積五、〇五三ヘクタールの内わけは、野菜の一、八八二ヘクタールについて飼料作物の一、六〇六ヘクタールで、合計三、四八八ヘクタールは総転作面積の六九%を占め、ついで植林、果樹の順になっているが、この傾向は七〇年の生産調整の休耕を除く転作の内容とはほぼ一致する。また農業プロノク別では中国・四国が三分の一の一、六七八ヘクタール、ついで九州、関東の順で、これも七〇年の転作による生産調整の傾向と一致している。このことは従来から施設園芸や野菜、および牛乳生産の急速な発展で、米作からそれらへの転換が自主的に進んでいたものであり、米転作政策がこの傾向を刺激した程度だったと解してよいであらう。

それにしても六九年の米作転換はきわめて不振に終わったといつてよいが、当会計年度内における財政支出決算額は次のごとくである。まず当年度において都道府県知事の認証をつけた米作転換に対してであるが、このうち農家に對する米作転換奨励補助金は五、〇五一ヘクタールに対して一〇億一〇三一万円

である。また米作転換をはかるため、農業団体が実施する転換先作物の生産合理化と定着に必要な機械や施設の導入費に対して、一億九七三九万円の補助金を支出し、都道府県や市町村および農業団体が行なう米作転換対策の指導推進費に対して四、七三万五千元を補助した。だから六九年の米作転換政策そのものに対する財政支出は、以上三つの合計二億五五〇万五千元（イ）にとどまったのである。

しかしこれだけではなく、米作転換の不振とますます強まる米過剰圧力下で、七〇年の生産調整を本格的に推進するための財政支出もあった。すなわち七〇年度において行なう米生産調整の遂行を期するため、六九年度において都道府県等があらじめ行なう作付転換に必要な小規模土地改良や転換先作物の生産・加工・貯蔵または集出荷に必要な機械や施設導入等に対して、一四億三六二二万円の補助金を交付した。さらに都道府県や市町村および農業団体が、七〇年度米の生産調整を実施するため、事前に行なう指導推進費の補助金が二億一七五万五千元がある。両者の合計一六億五三九八万円（ロ）は、六九年の米作転換に要した財政支出よりも大であり、その他の七〇四万円（ハ）を含む六九会計年度の米作転換対策費（イ）の決算合計は、二九億一六〇七万円となった。

こうした事前の施策もあって七〇年度米の生産調整は目標を

上回る結果となったが、六九年の米作転換は前述のとききびしい条件つきで、奨励補助金も一〇アール当たり平均二万円であったのに、七〇年の生産調整は休耕を含む無条件的なものに三・五万円となったから、六九年に転換した農家にとってはい

ちじるしく不利益になったのである。

注(3) この作付転換については、兵衛宗郎「作付転換の背景と課題」『地上』七〇年一二月号にくわしい。

B 七〇年度米の生産調整政策

さて本題の七〇年における米生産調整の経過であるが、前述のように前年度からすでに円滑な推進をはかるための諸施策が進められていた。のみならず生産調整を推進する機構もこれと併行して整備されてきたのであり、六九年一二月には農林省に「米生産調整対策本部」を設置し、また「中央米生産調整推進協議会」は七〇年一月に第一回会合を開き、二月の第三回会合において七〇年の米生産調整の目標と方法を最終決定した。これまでに至る経過の主要点をのべれば、七〇年度米の需給関係から推計すると、面積で約三五万ヘクタール、数量では一五〇万トン以上の減産をはかるべきだとなっていた。そこでまず問題になった第一のことは生産調整奨励補助金の額であったが、与党内部にも総選挙への思惑もあって「一〇アール当たり最高

は四万円を下らざる額」といい、全国農協中央会でも食糧制度堅持のために一律一割の減反で、かつ一〇アール当たりの補償金は四万円以上にするよう要求した。これに対して農林省では内々に平均三万円としたが、大蔵省はこれに応じ難くまた奨励補助金額の決定は事実上予算の先取りだとして反対した。その後種々曲折したか、七〇年一月の予算案決定期になって、農林省は平均三・一万円(総額一、一一五億円)、大蔵省では転作二・一万円、休耕一・八万円、集団など特別転作には三・一万円(総額七四七億円)としてきたが、与党の農林部会と総合農政調査会の合同会議では平均三・五万円とすることを申し合わせた。こうして最終決定では平均三・五万円になったが、かかる経過からもわかるように奨励補助金額は何らかの理論的根拠によってではなく、三万円と四万円の間をとるという政治的な妥協によるものと考えられる。また奨励補助金の支払は転作と休耕の区別をせずに、農業共済の基準収穫量(反収)に一キログラム当たり八一円を乗じた額となった。

最終決定までに問題となった第一のことは、三五万ヘクタールにつき一五〇万トン以上の減産を行なうという点であるが、単なる面積減少だけでは生産量の調整は達成されないとして、減産すべき生産量の目標額を決定し、これを国から都道府県へ、市町村から農業者へと配分するが強制割当ではないとした。

次に一五〇万トン以上の生産調整方法であるが、第一回の中央米生産調整推進協議会では一応そう決定したけれども、第三回の最終決定では一〇〇万トンに減額修正された(面積にして二三・六万ヘクタール)。これを結果的にみると、七〇年九月二二日現在での生産調整量は一三九万トン余で、面積においては三三・七八万ヘクタールにも達したから、かかる減額は必要だったといってもよい。そして政府・与党だけでなく農業者団体の主流も、ほぼ一致して一五〇万トン以上で四万円という生産調整を主張していたが、他方では米を柱とする日本農業で一割以上の減反は農家経済を圧迫し、また第一回推進会議に農林省が示したほぼ均等率の、農業の地域別特性を加味しない都道府県別生産調整目標を実施することは、今日進めている農業構造改善の中心問題たる規模拡大政策に反する結果になりかねない、等々の反対論もみられた。だが減額修正を決定づけたものはここでも財政負担額だったのであり、一月末の予算編成ぎりぎりに与党は転作休耕の別なく一〇アール平均三・五万円の奨励補助金を決定したが、予算における奨励補助金総額が八〇〇億円前後となっていたために、生産調整額を五〇万トン削減して帳尻を合わせたのである。

この減額分の五〇万トン、面積にして約一二万ヘクタールの減反については、地方公共団体が農地以外への転用目的で買

上げることを主とし、国はこれに対して買い上げのための起債額を増大し、また利子補給もしようということで肩代わりさせたのである。この地方公共団体が公共用地として、および民間需要による転用水田の合計一一・八万ヘクタールの内わけは、住宅用地として五・九万ヘクタール、工場用地として二万ヘクタール、道路用地に一・五万ヘクタール、その他建物施設用地二・四万ヘクタールであった。しかしこれについて発表当初から疑問視せられていたのであり、例えば六八年の民間需要をも含む農地の転用面積は年間約四万ヘクタールであり、このうち水田は約半分の二・二万ヘクタールにすぎず、その半分の一・一万ヘクタールが住宅地、工場用地三千ヘクタールと道路鉄道用地二千ヘクタール、その他の建物施設用地等が六千ヘクタールであった。だから約一二万ヘクタールの地方自治体および民間買い上げによる水田の減少は、この一ヵ年間ではどういって達成しうべきものではなく、その意味で七〇年の米生産調整は一〇〇万トン、三三・六万ヘクタールを目標にして発足したといつて過言ではない。

さて第三に生産調整の本命たる一〇〇万トンの都道府県別およびそれ以下段階への配分方法であるか、それは決して米の収穫量とか政府への充て数量または水田面積に比例させる、というような単純な仕方では算出されたものではなかった。まず都道府

県別に目標数量を配分するのには、三分の一を都道府県の六九年産水稲平均収量割により配分し、三分の一はP指標（転換作目の拡大と合理化の分級指標）とQ指標（稲作の経営合理化と生産合理化の分級指標、つまり転作の難易度）により、残る三分の一は六六―六八年産水稲の政府買入実績数量割により配分するのである。けれどもこうして算出された目標数量も、のちに詳述するごとく、都道府県別の生産数量にほぼ比例することになり、これが最終生産調整量の目標数量に対する割合が、都道府県別や農業プロノク別で大きく異なった原因の一つであるといつてよい。次に市町村別配分は都道府県の調整に委ねられ、また農家別の配分も市町村での調整に任せるといふように、かなり弾力的な方法をとっている。ただしこの配分過程において留意すべき事項として指示されたのは開田の取り扱いであり、土地改良法に基づく開田については既成田に準じてよいが、自力開田についてはその開田による生産量を生産調整量に上積みせよという問題を含む指示である。そしてこれが生産調整量を目標より上回らせた一因であり、また自力開田が急速に進んだ東日本、とくに東北地方での生産調整がかなりオーバーして達成されながらも、市町村や農家相互間で種々問題を起こした一因であるといつてよい。

さて以上が生産調整を面積でなく数量で示し、また当初の一

五〇万トンが一〇〇万トンに減額せられ、これを配分する方法についての理由と主要点であった。そこで最後に重要でかつ以上を総括するところの、米生産調整奨励補助金の支払対象と金額について、第三回推進協議会を経て決定された事項をあげておこう(『食糧省報』七〇年二月による)。

(イ) 米生産調整奨励補助金(以下「奨励補助金」という)の額は、転作休耕の別なく、反収一キログラム当たり八一円とする。なお、この場合の反収は、農業共済の基準收穫量(実行)による。

(ロ) 農業者がその保有する水田を林地または養魚池とする場合および別に定める基準に従い、畜舎等農業生産に必要な施設の敷地に転換する場合は、奨励補助金の交付の対象とする。

(ハ) 奨励補助金は、原則として一枚の水田を単位として生産調整した場合に交付する。

(ニ) 奨励補助金の交付を受けた者か、当該奨励補助金に係る水田を昭和四五年度中に農地以外のもの(ロ)に掲げる用地を除く。以下同じ。)とした場合または農用地以外のものとするために当該水田について権利を設定しもしくは移転した場合には、当該奨励補助金を返還させる。ただし、土地収用法の適用を受ける事業の用に供する場合は、この限

りでない。

(ホ) 当該都道府県の生産調整目標数量をこえて減産が行なわれた場合でも、そのこえた部分についても奨励補助金の交付の対象とするよう配慮する。

(ヘ) 奨励補助金は、国が農業者に交付する直接補助金とする。なお、奨励補助金の交付に関する事務は、法令(会計法、補助金適正化法)の定めるところにより都道府県知事または都道府県職員に委任する。

わが国農政史上で画期的で本格的な七〇年の米生産調整は、以上のごとき曲折をへて最終決定され発足したのである。その後の生産調整の経過実績は次節で詳述するが、種々問題をほらみながらも四月三〇日現在で目標面積の一三〇%、九月二二日のほぼ最終確定値では一三九・一%と尻上りに目標を越えて達成されていた。またこれを財政負担の側からみれば、米生産調整対策費の当初予算額は八四億〇七〇〇万円で、その内わけは生産調整補助金が一〇〇万トンに対して一キログラム当たり八一円(八一億円)、生産調整指導推進費補助金が一億八六二八万円、奨励補助金交付事務取扱費交付金一億一七九九万円、その他三一〇万円であった。けれども目標額を三九%上回る一、三九〇、五五八トンの生産調整となったから、奨励補助金だけでも決算見込額で一、二六億三五七五万円に達し、指導

推進費四〇七万円、米生産調整対策費は八億九一〇〇万円に上った。初期においてさえ膨大すぎると思われる生産調整が、ともかく大幅に上回って行なわれることはおそろく予想もしえなかったことであろうが、その要因分析もまた次節の課題である。ところでかかる好結果に終わった生産調整について、七一年産米の生産調整の額と方法はすでに決定せられ、現在では市町村での各農家配分がほとんど終わった段階になっている。そこでやや先走るけれども、七〇年との対比において七一年の米生産調整がどのように実施されようとしているかを概括しておく。

注(4) 七〇年の生産調整については『農業と経済』七〇年五月号、とくに葛井定男「米の生産調整にどう対処してきなか」にくわしい。

C 七一年産米の生産調整方針

目標額を大幅に上回った七〇年産米の生産調整につづいて、七一年産米の生産調整は早くも七〇年十一月に、自民党総合農政調査会の方針にそって農林省が発表した「生産調整および転作の促進について」にはじまる。この案はその後若干の修正をうけ、七一年二月三日に都道府県別生産調整目標数量が割り当てられた。のみならず二月五日の閣議では、七一年産米の政府

買入数量を五八〇万トンにすることとし、八日に予約申込限度数量の都道府県別割当を内示した。そこで米生産調整の長期的計画と当年産米の目標数量、生産調整奨励補助金額と格差設定が、どんな経過をへて決定されたかを概括しよう。

第一に生産調整数量についてであるが、まず当初案では米の恒常的過剰対策としての生産調整は七一年から七五年までの五カ年継続事業とし、各年産米についての調整額はおおむね三〇〇万トン程度にしていたが、後に需給実勢により毎年決定することに変更された。三〇〇万トンといえは前年目標額の三倍であるが、さらに二月になって休耕による生産調整に対しては、七三年までで、以降は調整補助金を交付しない方針を決めた。次に生産調整の方法であるが、七〇年では水田転用が過大であったこと、および最終生産調整面積三三・七八万ヘクタールのうち転作はわずかに二一%で、土地改良の通年施工や林地等への転換が一三%、休耕は実に六六%にも達していたことから、長期計画としては転作に重点を移したことが特徴である。いうまでもなくこれは前年度実績に対する単なる反省からではなく、農産物の自給率が低下の一途をたどっているし、需要が大きいのに生産が対応していない農産物の生産を増大させようとする、これまで不十分にしか進まなかった選択的な農業発展を、生産者米価据え置きと生産調整という条件下で促進することが基本

的なのである。

たしかに水田転用の促進も前年と同じようにあげられ、とくに国有林野事業特別会計や自作農創設特別会計による買い上げもあげてはいるが、これらによる転用目標面積は前年のようには示されていない。これに対して転作目標面積については、七五年に予測される余剰水田は六〇万ヘクタールであり、この約八〇%にあたる五〇万ヘクタールに他の農産物が定着することを目標としており、この他に造林地への転換四万ヘクタールとなっている。このうち米から他の農産物への転作では、飼料作物二〇万ヘクタール、大豆等の豆類に一八万ヘクタール、野菜四・七万ヘクタール、永年作物三・四万ヘクタール、その他三・九万ヘクタールを目標にしている。この目的を達成するため公共事業による土地基盤整備、第二次構造改善事業の活用、農業改良資金による簡易排水や土地改良の推進、野菜等の価格安定制度の拡充や大豆に対する農業災害補償制度の適用も考慮すべきだとした。しかし最も重要な転作重点主義の現われは、前年の奨励補助金が転作と休耕を区別しなかったのに、後述のごとく当年には転作調整奨励補助金を有利にしたことである。

さて短期的な当面する七一年産米の生産調整量と配分であるが、毎年ほぼ三〇〇万トンという原案は後に需給均衡のため毎年度に定めることにし、七一年産米の生産調整額も三〇〇万ト

ンでなく二三〇万トンで、面積にして五一・四万ヘクタールと決定された。その都道府県別目標数量は、六七・六九年産水稻の平均政府買入実績数量(自主流通米を含み、醸造米を除く)に三分の一、六九年産水稻平年収量割(醸造米を除く)が三分の一、「農業生産の地域指標」を参考にして算出された要減産数量による配分が三分の一、という三要素とウエイトによって配分された。その結果の農業フロク別目標額は第三表のごとくであるか、これを七〇年産米の最終生産調整実績に比較すると、かなり大きな地域差がみられる。すなわち全国では前年の一六五・四%であるけれども、北海道では八四・七%と低くなっている。他の農業フロクではいずれも前年実績より高いが、東北と九州ではほぼ全国平均なみで、東海と中国・四国がやや高く、他の関東と北陸および近畿はいずれも二〇〇%を越えている。

次に長期的計画で特徴的だった他作物への転作計画であるが、五年間で五〇万ヘクタールの転作定着目標のうち、七一年には三分の一の一五万ヘクタールを目標としている。その内わけは飼料作物と大豆等豆類が共に四・五万ヘクタール、野菜四万ヘクタール、永年作物九千ヘクタール、その他作物で一・一万ヘクタールであるが、この他に造林が一・一万ヘクタールあげられている。

第3表 71年産米の生産調整目標額と事前売渡申込限度数量

	71年生産 調整目標 (トノ)	70年生産 調整実績 (9月22日現在、トノ)	70年に 対する71年 の割合 (%)	57～69産米 政府買入平 均数量 (千トノ)	70年産米 予約実績 (8月31日現在、千トノ)	71年産米 予約申込 限度数量 (千トノ)	70年に 対する71年 の比率 (%)
北海道	219,300	258,875	84.7	955.3	803.1	739.8	92.1
東北	501,600	297,456	169.8	2,622.4	2,349.0	2,145.3	91.4
関東	428,600	208,681	205.4	1,605.0	1,398.9	1,190.9	85.1
北陸	264,200	120,487	204.3	1,376.9	1,223.9	1,120.0	91.5
北海道	143,000	77,474	184.5	440.8	356.2	302.5	84.9
近畿	171,600	79,097	216.9	506.6	366.8	340.8	92.9
中国	291,100	166,297	175.0	1,110.7	938.8	830.0	88.5
九州	280,600	182,191	154.0	1,199.9	1,067.5	929.7	87.1
合計	2,300,000	1,390,558	165.4	9,817.6	8,504.2	7,600.0	89.4

注 70年の生産調整は面積で337,800ヘクタール、71年の目標面積は514,000ヘクタールであり、また71年産予約申込限度数量は、政府買入580万トノと自主流通米180万トノの合計である。

《ノート》

米生産調整の経過と価格論的考察

(一)

第二に生産調整に対する奨励補助金額であるが、前年の転作休耕とも同額の三・五万円であったものを、今年については次の四段階に区分されている。すなわち(イ)個人的な「休耕奨励補助金」は七〇年産米にかかる、農業災害補償法に規定する反当基準収量(以下同し)に一キログラム当たり六八円を乗じたもので、一〇アール当たり平均で三万円と前年より五千元安くなった。(ロ)市町村や農協等に三年間以上にわたり、原則として一ヘクタール以上に集団化されて寄託されるという「寄託休耕奨励補助金」と、農地保有合理化法人に米以外の作物を栽培することを条件に貸す「農地保有合理化法人貸付奨励補助金」は、共に基準収量に六八円を乗じた金額に一〇アール当たり五千元を追加し、一〇アール当たり平均では前年と同額の三・五万円。(ハ)個人の行なう「普通転作奨励補助金」も(ロ)と同じ算出方法により前年と同じ三・五万円。(ニ)農業者またはその団体により五ヘクタール以上の集団規模で転作を行っている場合、または永年作物への転換や養蚕他もしくは農業生産に必要な施設の敷地に転換したものは、「特別転作奨励補助金」として基準収量に六八円を乗じ、さらに一〇アール当たり一万円を加算して平均で四万円にする。かかる四種類の奨励補助金の格差をみれば、前年実績よりも一〇〇万トン近く上回る大幅な生産調整を、米作面積の減少と他作物への転作を強化しつつ進めようとする意

図が明らかであるが、この格差は前述した七〇年の生産調整予算編成時に示された大蔵省案に近似したものである。

さて以上は、前年実績に比して数量で一六・五・四％、面積で一五・二％におよぶ七一年産米の生産調整当初予算であるが、それは次の二つに区分せられる。一つは直接的な生産調整奨励補助金であり、(イ)休耕(目標面積二七・一万ヘクタール)と(ロ)寄託休耕・貸付転作(六万ヘクタール)、(ハ)普通転作(一一・八万ヘクタール)、(ニ)特別転作(六・五万ヘクタール)に要する額が一、六九六億円で米生産調整対策推進費一四億七二〇〇万円であるから、合計して一七・一〇億七二〇〇万円となる。

二つには重点施策としての稲作転換対策事業関係費の四〇二億〇八〇〇万円(以下の(イ)と(ロ)の合計)があり、これは公共事業による水田転換事業(一三五億一六〇〇万円)と稲作転換推進事業(三五億四七〇〇万円)を主とする稲作転作対策関係費が一九一億二八〇〇万円(イ)、農業改良資金活用(一九億〇七〇〇万円)と都道府県の野菜価格対策(二億円)や麦対策(四億八四〇〇万円)や水田造林(三億五三〇〇万円)を主とする転作促進条件整備対策費の三四億六二〇〇万円(ロ)、公共事業による基盤整備(一五六億九八〇〇万円)と生産調整対策推進費(一四億七二〇〇万円)を主とするその他が一七六億円一八〇〇万円(ハ)、という三つの部分からなっている。

この七一年産米の生産調整奨励補助金と推進指導費の合計だけでも、七〇前年度の決算見込額の一二二億三九八二万円に對して一五・九％にあたる。かかる予算の裏づけをもって七一年産米の生産調整事業はすでに開始されたか、目標額の達成とくに転作を予定通りに進めうるかには、多くの疑問をもたざるをえない。なぜなら米価据え置きは物価上昇下で実質的切り下げになっているが、まだ米作の相対的有利性はかなり強い。また転作の促進にしても右のごとき予算で転作しうる土地基盤整備ができるかどうか、野菜等の不安定な価格安定対策がこれでどれほど進められるか、等々の疑問があるからである。

総じて輸入依存の農業・価格政策についての根本的反省にたち、かつ需給実勢に對應しうる統一的で弾力的な農産物価格政策が基礎になれば、米生産調整は長期的にみて成功的に推進することは困難だと考えられる。

(一九七・三・一三稿、未完)